1 件 名 三崎漁港(本港地区及び新港地区)海業振興を目指す用地利活用プロジェク ト実施事業者選定審議会条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

三崎漁港を取り巻く状況や課題を解消するため、水産業・海業の振興と密接な連携を図りながら、うらりマルシェの改修及び三浦市が指定する事業用地を活用して、海業により滞在時間の延長や、老朽化した既存集客資源の更新による魅力の向上、地区の活性化を図り、三崎漁港の魅力を高めることを目的とする三崎漁港(本港地区及び新港地区)海業振興を目指す用地利活用プロジェクトの企画・整備・運営を安定的、かつ、確実に実行できる事業者の選定を行うことを目的として、三崎漁港(本港地区及び新港地区)海業振興を目指す用地利活用プロジェクト実施事業者選定審議会(以下「審議会」という。)を設置するため、本条例を制定するものである。

3 条例の内容

(1) 設置の趣旨【第1条関係】

プロジェクトを行う事業者の選定等に関し、市長の諮問に応ずるため、審議会 を設置するもの

(2) 審議会の所掌事項【第2条関係】

審議会は、事業者募集要件の策定、事業者選定基準の策定、事業者の選定その 他市長が必要と認める事項について市長の諮問に応じて調査・審議し、意見を述 べるものとする。

- (3) 審議会を構成する委員【第3条及び第4条関係】
 - ア 構成員 学識経験のある者、専門的知識を有する者及び市の職員による委員 5人以内
 - イ 任 期 所掌事項に係る調査及び審議が終了するまでの期間
- (4) 審議会の運営【第5条から第7条及び第9条】

審議会の会議について、次の事項を定めるもの

- ア 会長は会務を総理し、会議を招集し議長となり、副会長は会長を補佐する。
- イ 会議は委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。
- ウ 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くこと ができる。
- エ その他審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。
- (5) 委員の報酬等の支給【第8条関係】

委員の報酬及び費用弁償については、三浦市非常勤職員の報酬及び費用弁償に 関する条例(昭和32年三浦市条例第14条)の定めるところにより支給するもの

4 施行期日

公布の日から施行する。

5 その他

条例施行後、最初に招集される会議は、市長が招集する旨の特例規定を設ける。